

写

滋 賃 審 第 1 0 号
令和 4 年 8 月 2 6 日

滋賀労働局長
小 島 裕 殿

滋賀地方最低賃金審議会
会長 平 井 建 志

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年7月28日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

写

滋 賃 審 第 1 1 号
令和 4 年 8 月 26 日

滋賀労働局長
小 島 裕 殿

滋賀地方最低賃金審議会
会長 平 井 建 志

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 4 年 7 月 28 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき、貴職から諮問のあった滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

写

滋 賃 審 第 1 2 号
令和 4 年 8 月 26 日

滋賀労働局長
小 島 裕 殿

滋賀地方最低賃金審議会
会長 平 井 建 志

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造
業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 4 年 7 月 28 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき、貴職から諮問のあった滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

写

滋 賃 審 第 1 3 号
令和 4 年 8 月 26 日

滋賀労働局長
小 島 裕 殿

滋賀地方最低賃金審議会
会長 平 井 建 志

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(答申)

当審議会は、令和4年7月28日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

写

滋 賃 審 第 1 4 号
令和 4 年 8 月 26 日

滋 賀 労 働 局 長
小 島 裕 殿

滋 賀 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
会 長 平 井 建 志

滋 賀 県 自 動 車 ・ 同 附 属 品 製 造 業 最 低 賃 金 の 改 正 決 定 の 必 要 性 の
有 無 に つ い て (答 申)

当 審 議 会 は、 令 和 4 年 7 月 28 日 付 け を も っ て 最 低 賃 金 法 第 21 条 の 規 定 に 基
づ き、 貴 職 か ら 諮 問 の あ っ た 滋 賀 県 自 動 車 ・ 同 附 属 品 製 造 業 最 低 賃 金 の 改 正 決
定 の 必 要 性 の 有 無 に つ い て、 慎 重 に 審 議 し た 結 果、 滋 賀 県 自 動 車 ・ 同 附 属 品 製
造 業 最 低 賃 金 に つ い て 改 正 決 定 す る こ と を 必 要 と 認 め る と の 結 論 に 達 し た の で
答 申 す る。

写

滋 賃 審 第 1 5 号
令和 4 年 8 月 2 6 日

滋 賀 労 働 局 長
小 島 裕 殿

滋 賀 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
会 長 平 井 建 志

滋 賀 県 各 種 商 品 小 売 業 最 低 賃 金 の 改 正 決 定 の 必 要 性 の 有 無 に つ
い て (答 申)

当審議会は、令和4年7月28日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、滋賀県各種商品小売業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。